

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業のご案内

塩竈市では、若い世代の定住と地域活力の維持を図るため、市内へ転入する子育て世帯や三世代同居・近居世帯への住宅取得に対して、補助する住宅支援を実施しています。

令和8年4月より、築10年以上の中古住宅取得に際しては、市内に転入する子育て世帯や三世代同居・近居世帯と、市内在住の子育て世帯や三世代同居・近居世帯に対し、最大115万円を補助する住宅支援を新設しました。

1. はじめにご確認ください

(1) 補助対象者

- ・市内に転入し住宅を取得等する子育て世帯や三世代同居近居世帯の構成員で、次の①～⑤すべてに該当する方
- ・市内在住で築10年以上の中古住宅を取得等する子育て世帯や三世代同居近居世帯の構成員で、次の②～⑤すべてに該当する方

- ①市外に1年以上居住しており、住宅の取得に伴い市内に転入する者であること。
- ②定住する目的で住宅の取得を行う者であること。
- ③世帯の構成員全員に、市区町村民税等の滞納がないこと。
- ④過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤世帯の構成員全員が塩竈市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。

○子育て世帯

夫婦のいずれかが42歳以下で、義務教育修了前の子を養育している世帯

※年齢及び義務教育修了の判断は、申請日時点です。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

○三世代同居近居世帯

親子（義務教育修了前の子を養育している）世帯と子の祖父母世帯が同居又は近居する世帯

※義務教育修了の判断は、申請日時点です。

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

※祖父母世帯は祖父又は祖母どちらか一方の場合を含みます。

●同居…三世代が市内の同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある2棟以上の住宅に居住すること。

●近居…三世代が市内の別の住宅に居住すること。

○多子世帯

①子育て世帯又は②三世代同居近居世帯で、義務教育修了前の子を2人以上養育している世帯

※義務教育修了前の子は、妊娠中である場合を含みます。

(2) 補助対象となる住宅の取得

次の取得方法で下記住宅の機能・面積の要件に合致する住宅の所有権を得る（無償の譲渡を除く。）

【市内への転入者】

- ①住宅の新築工事契約
- ②住宅の売買契約（建売・中古）
- ③住宅の増築工事契約

【市内在住者】

- ①住宅の売買契約（築10年以上の中古のみ）
- ②住宅の増築工事契約

※住宅の敷地である土地の購入を含みます。増築または築10年以上の中古住宅取得に伴い実施するリフォーム等工事（申請の日までに完了するもの、諸条件あり）を含みます。

※中古住宅の築年数判断は、所有権移転時点です。

●住宅の機能・面積の要件

種別	専用住宅(戸建)	専用住宅(共同)	併用住宅
機能	居室、台所、浴室、トイレ、その他居住に必要な機能を備えていること		
居住用面積 (※増築の場合、増築後の床面積)	50㎡以上		
摘要	—	—	居住用面積/延べ面積 \geq 1/2

(3) 補助金の額

次の基礎額を基本とし、多子世帯については基礎額に多子世帯加算額を加えた額

①基礎額

・住宅取得の工事請負契約額及び売買契約額の5%相当額とし、以下の表のとおりを限度とします。

居住要件	住宅種別	世帯種別	基礎額の限度額
【市内への転入者】	新築または築10年未満の中古住宅の購入	子育て世帯	30万円
		三世代同居近居世帯	50万円
	築10年以上の中古住宅の購入	子育て世帯	100万円
		三世代同居近居世帯	
	増築	子育て世帯	50万円
		三世代同居近居世帯	
【市内在住者】	築10年以上の中古住宅の購入	子育て世帯	100万円
		三世代同居近居世帯	
	増築	子育て世帯	50万円
		三世代同居近居世帯	

②多子世帯加算額

多子世帯で義務教育修了前の子を2人養育している場合は5万円、3人以上養育している場合は15万円とします。

〈算定例1 市外から市内に転入し新築住宅を購入する、子を3人以上養育している子育て世帯の場合〉

【基礎額の算定】

補助対象経費（住宅及び土地取得の契約の合計額）

27,000,000円 × 5% = 1,350,000円 (A)

(A) ≥ 30万円の場合 300,000円 (B)

【多子世帯加算】 子を3人以上養育している場合 150,000円 (C)

補助金合計額 (B) + (C) 450,000円

〈算定例2 市内在住者で築10年以上の中古住宅を購入する、子を3人以上養育している子育て世帯の場合〉

【基礎額の算定】

補助対象経費（住宅及び土地取得の契約の合計額）

22,000,000円 × 5% = 1,100,000円 (A)

(A) ≥ 100万円の場合 1,000,000円 (B)

【多子世帯加算】 子を3人以上養育している場合 150,000円 (C)

補助金合計額 (B) + (C) 1,150,000円

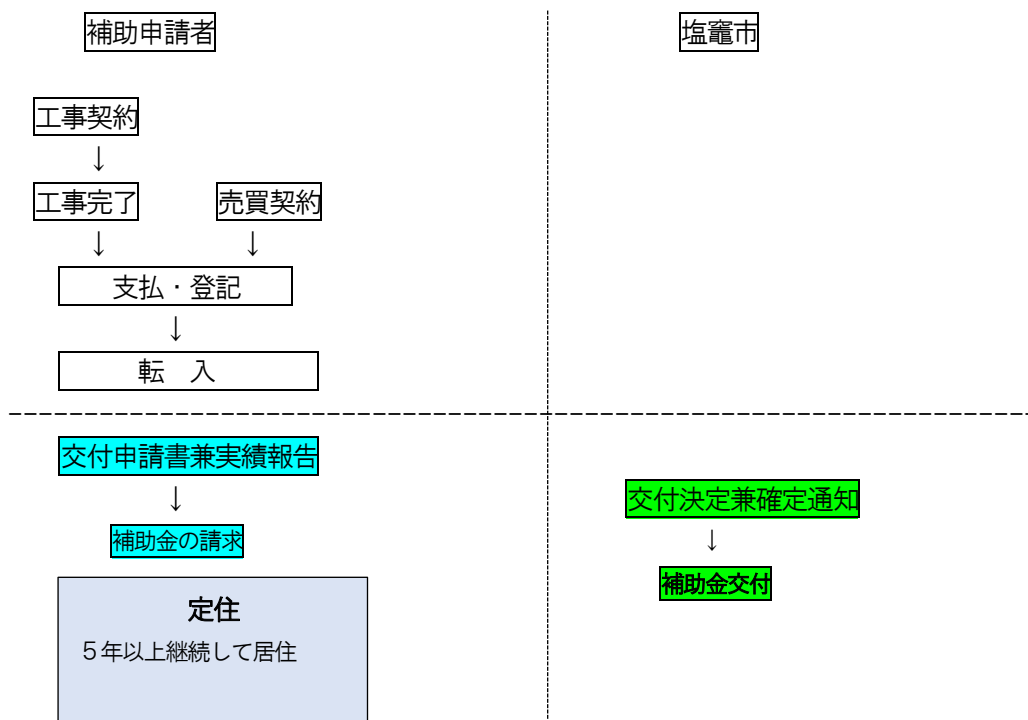
2. 申請手順

(1) 申請できる期間

取得した住宅の所有権を得た日または増築の竣工日、当該住宅の所在地への転入日または転居日のいずれか遅い日から1年以内

(2) 申請の手続きの流れ

〈例〉



(3) 交付申請兼実績報告に必要な書類

- ①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②事業内容書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④添付書類

	添付書類名	取得先	摘要
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書（工事の内訳が記載されたもの） 又は売買契約書の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	建築基準法に基づく建築物の確認済証の写し		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅の位置図		コピー
<input type="checkbox"/>	住宅の平面図		コピー
<input type="checkbox"/>	補助対象経費を支払ったことを証する書類の写し （領収書、振込受付書等）		コピー
<input type="checkbox"/>	構成員全員分の塩竈市の住民票の写し ※3 か月以内に発行されたものに限る ※三世帯世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	塩竈市：市民課(有料)	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員分の前居住地の住民票の除票の写し ※3 か月以内に発行されたものに限る ※三世帯世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	※【市内在住者】は不要 前居住地の市区町村発行	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員が記載されている戸籍謄本 ※3 か月以内に発行されたものに限る ※三世帯世帯の場合、親子世帯、祖父母世帯の両世帯分	塩竈市：市民課(有料) ※本籍地以外の市区町村の 窓口でも請求できます（広 域交付制度）。	原本
<input type="checkbox"/>	構成員全員に市区町村民税等の滞納がないことを 証する書類 ※3 か月以内に発行された、納税義務のあるものに限る	住所地 {1月1日（賦課期 日）時点} の市区町村発行 [塩竈市：税務課(有料)]	原本
<input type="checkbox"/>	住宅及び土地 に係る登記事項証明書 ※3 か月以内に発行された全部事項証明書に限る		原本
<input type="checkbox"/>	住宅の写真 ※2以上の方向から外観を撮影したもの		カラーコピー ・印刷等
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類 （例）・母子手帳の写し（妊娠中の場合		コピー等

(4) 補助金の請求に必要な書類

- ①請求書（任意様式・参考様式あり）

3. 予定件数

54件（先着順）※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります

4. 受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 様式・記入例

【別冊】塩竈市子育て・三世同居近居住宅取得支援事業 様式・記入例

6. 【フラット35】地域連携型について

住宅ローンについて、【フラット35】地域連携型を利用すると金利の優遇を受けられます。

(1) はじめに

住宅ローン【フラット35】は（独）住宅金融支援機構が取り扱っているものです。

塩竈市と住宅金融支援機構の相互連携に関する協定に基づき、【フラット35】の金利優遇措置を受けることができます。

この金利優遇措置を受けるには塩竈市が交付する『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』が必要です。 ※借入れに当たっては、別途、取扱金融機関または住宅金融支援機構の条件があります。

(2) 制度の詳細

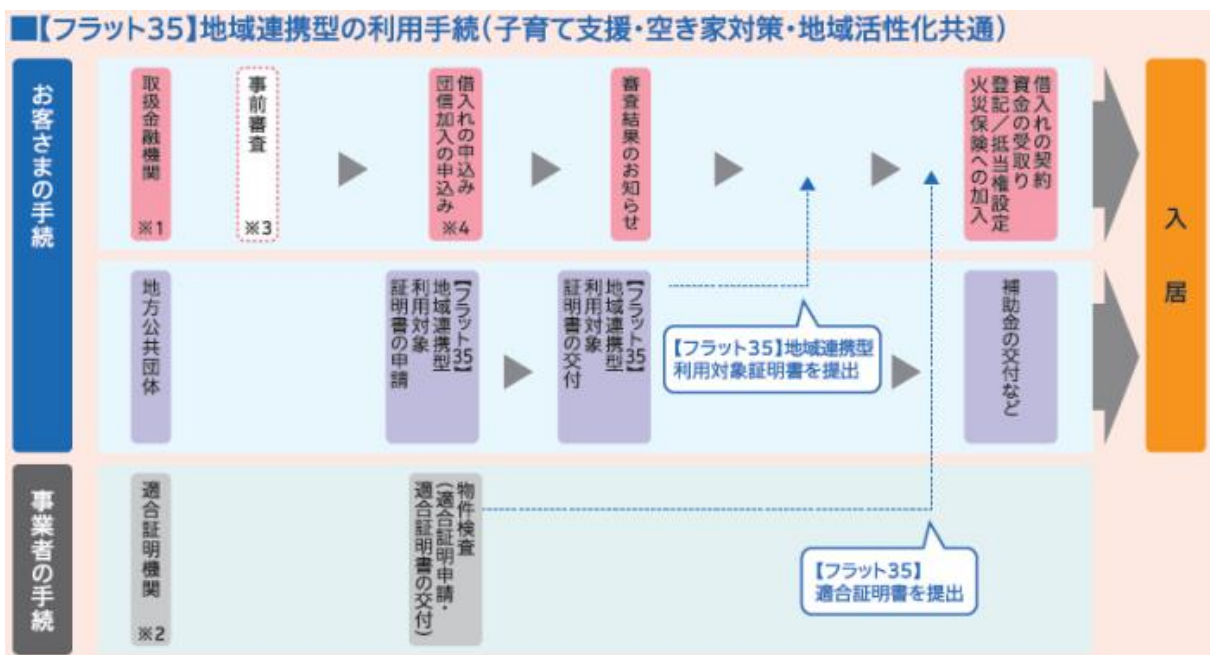
制度の詳細や金利の引き下げ幅など、【フラット35】に関する内容については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に直接お問い合わせください。

- ①お問い合わせ先：住宅金融支援機構お客さまコールセンター 0120-0860-35
- ②住宅金融支援機構ホームページ：<https://www.flat35.com/>

(3) 証明書交付の申請方法

ローンの借入れの契約前に塩竈市総務部政策課に『【フラット35】地域連携型利用申請書』を提出してください。ローンの借入れの契約時に『【フラット35】地域連携型利用対象証明書』を金融機関に提出し手続きが完了します。

【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ



※1借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

※2適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。

※3取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。

※4借入申込みに当たっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

（注）補助金の交付などは、各地方公共団体の制度に基づいて実施されるため、入居後になる場合があります。

（４）証明書発行条件

塩竈市子育て・三世代同居近居住宅取得支援事業の要件を満たす必要があります。ただし、住宅の増築工事契約は原則、利用対象外です。

お問い合わせ

塩竈市総務部 政策課 政策企画係

〒985-8501 宮城県塩竈市旭町1番1号

電話：022-355-5631（平日 9：00～16：00）

FAX：022-367-3124